



栃木県公報

平成29年
10月24日(火)
第2930号

目次

告 示

- 鳥獣保護区の存続期間の更新..... 867
- 特別保護地区の指定..... 874
- 特定猟具使用禁止区域の指定..... 878
- 地方卸売市場の廃止の許可..... 886
- 地方卸売市場における卸売業務の廃止..... 886
- 地方卸売市場の開設の許可..... 886
- 地方卸売市場における卸売業務の許可..... 886

公 告

- 基本測量の実施..... 887
- 聴聞の実施..... 887

告 示

栃木県告示第484号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成29年10月24日

栃木県知事 福田 富一

鳥獣保護区の名 称	鳥 獣 保 護 区 の 区 域 及 び 面 積	鳥獣保護区の 存 続 期 間	鳥 獣 保 護 区 の 保 護 に 関 する 指 針
鳥 山 鳥 獣 保 護 区	1 区域 那須烏山市野上地内那珂川右岸と市道虻塚下境渡船場線との交点を起点とし、同所から同市道を北西に進み市道都市計画街路旭通線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み一般国道294号との交点に至り、同所から同一般国道を北進し市道虻塚滝原線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道野上神長線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道宇都宮那須烏山線との交点に至り、同所から同県道を東進し県道那須烏山矢板線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道神長月次線との交点に至	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで	1 県指定鳥獣保護区の指定区分森林鳥獣生息地 2 県指定鳥獣保護区の指定目的那珂川町の那珂川右岸、旧烏山市街地を中心とした地域であり、一部は那珂川県立自然公園になっている。コナラ、クヌギ等の広葉樹とスギ、ヒノキ、アカマツ等の針葉樹が混在し、疎林林縁性から森林性、水辺性に至る様々な鳥類が生息している。 このため、当地域は、野生鳥獣の生息地として適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。 3 管理方針

	<p>り、同所から同市道を北進し市道熊田月次線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み市道滝田熊田境線に接する農道との交点に至り、同所から同農道を東進し市道滝田熊田境線との接点に至り、同所から同市道を東進し市道小林平松並線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道滝田坂下線との接点に至り同所から同市道を南東に進み市道中央3丁目那珂川原線との交点に至り、同所から同市道を東進し国道294号との交点に至り、同所から同市道をさらに東進し那珂川右岸との交点に至り、同所から那珂川右岸を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 1,173ヘクタール</p>		<p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>太 平 ・ 晃 石 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 栃木市平井町地内永野川二杉橋右岸側を起点とし、同所から同河川右岸を北進し奈良田川との合流点に至り、同所から同河川右岸を西進し東北自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南西に進み市道14314号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道栃木佐野線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み廻峠を経て同自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を西進し市道61006号線との交点に至り、同所から同市道を南進し林道山中広戸線との接点に至り、同所から同林道を南進し市道61007号線との交点に至り、同所から同市道を東進し林道広戸三谷線との交点に至り、同所から同林道を南進し市道61095号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道1001号線との交点に至り、同所から同市道を南進し太平山県立自然公園の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進みさらに北東に進み同市道との交点に至り、同</p>	<p>平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 太平・晃石鳥獣保護区は、栃木市の西部に位置する太平山を中心とした太平山県立自然公園を含む地域であり、コナラ・クヌギなどの落葉広葉樹林が優占する林層を形成している。このような環境を好む森林性から疎林林縁性の鳥類としてメジロ、ウグイス、エナガなど、獣類としては、タヌキ、リス、イタチなどの中・小型獣が生息している。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区の中でも、太平山山頂神社から北部の稜線にかけての地域については、太平山神社境内に樹齢300年を超えるスギが生育し、その周辺にはアカマツ林や良好な広葉樹林が生育しているなど、豊かな自然環境に恵まれた地域であり野生鳥獣にとって良好な生育環境となっている。</p> <p>このため、当地域は、野生鳥獣の生息地として適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p>

	<p>所から同市道を東進し市道01037号線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道太平山公園線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 2,180ヘクタール</p>		<p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>高 館 山 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 芳賀郡益子町大字益子地内県道益子公園線と西明寺旧参道との交点を起点とし、同所から同県道を東進し国有林と民有林との境界に至り、同所から同境界線を南西に進み鬼怒川森林計画区益子町益子地区22林班ウ準林班とエ準林班との班界に至り、同所から同班界を東進し同林班ウ準林班10小班と16小班との班界に至り、同所から同班界を北進し同準林班13小班と15小班との班界に至り、同所から同準林班13小班の西側班界を北西に進み同準林班14小班との班界に至り、同所から同準林班14小班南側班界を西進し西明寺旧参道との交点に至り、同所から同旧参道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 29ヘクタール</p>	<p>平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分森林鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 高館山鳥獣保護区は、益子町にある高館山の南西部に位置し、落葉広葉樹と常緑広葉樹が混交するなど林相の変化に富む地域である。 このような自然環境を反映して、メジロ、ウグイス、エナガをはじめ多種多様な鳥獣の良好な生息地となっており「レッドデータブックとちぎ」で準絶滅危惧として掲載されているフクロウ、サンコウチョウも生息する等重要な区域となっている。 このため、当地域は、野生鳥獣の生息地として適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>雲 巖 寺 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 大田原市雲岩寺字木滝及び字深谷地内の雲巖寺所有林及びこれらに囲まれた区域並びに字木滝の東端と武茂川との交点を起点とし、同所から木滝との字界（稜線）を北西に進み木滝708番地を経て大沢</p>	<p>平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分森林鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、大田原市東部、標高300mから500mの山岳地帯に位置しており、樹齢100年を越えるスギや樹齢200年に達するモミの美林が寺の周囲に生育し</p>

	<p>山に至り、同山から北北東の稜線を進み須賀川財産区有林との交点に至り、同所から同財産区有林の境界を北進し同財産区有林の北端から南東の境界を進み天然仏に至り、同所から稜線を北東に進み武茂川と大犬倉沢との交点に至り、同所から武茂川左岸を下り起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 258ヘクタール</p>		<p>ている。また、その周辺には樹齢30～70年程度の良好な広葉樹林を有しており、自然環境に恵まれた地域であると共に野生鳥獣の良好な生育環境を形成している。</p> <p>このため、当地域は、野生鳥獣の生息地として適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>湯 西 川 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 アサズマ沢と栃木県鬼怒川森林計画区35林班ア1小班、エ8小班との交点を起点とし、同所から同35林班ア1小班と同エ8小班との境界線を西進しさらに同ア1小班と同エ7小班との境界線を西進し同34林班と同35林班との林班界に至り、同所から同林班界を北西に進み栃木県と福島県との県境に至り、同所から県境を北東に進み同37林班と同38林班との林班界に至り、同所から同37林班オ準林班と同カ準林班との準林班界を南東に進み同エ準林班に至りさらに同エ1小班と同エ2小班との境界線を南東に進み同37林班ウ準林班と同エ準林班の準林班界に至り、同所から同準林班界を南西に進み同36林班と同37林班との林班界に至り、同所から同林班界を西進し同35林班と同36林班との林班界に至り、同所から同林班界を南進し同35林班ウ準林班</p>	<p>平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分森林鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該地区は、日光市湯西川にあるアサズマ沢の源流部に位置し、ブナを主体とする落葉広葉樹林が広がり、尾根筋では針葉樹林も見られる。このような自然環境を反映して、クマタカを始め多様な鳥獣が生息している。</p> <p>このため、当地域は、野生鳥獣の生息地として適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可</p>

	<p>と同工準林班の準林班界に至り、同所から同準林班界を南西に進み同沢に至り、同所から同沢を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 589ヘクタール</p>		<p>するものとする。</p>
佐 貫 観 音 鳥 獣 保 護 区	<p>1 区域 塩谷町大字佐貫字琴平脇776番地、大字佐貫字岩戸脇795番地1、795番地4、795番地5、795番地8、799番地1、811番地から813番地まで、814番地1、大字船生字馬洗山9143番地1から9143番地5まで及び大字船生字カニサワ7398番地1の土地一円の区域</p> <p>2 面積 20ヘクタール</p>	<p>平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分希少鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は塩谷郡塩谷町の南西部に位置している。東海寺別院佐貫観音の境内とその北西に延びる河岸段丘から構成されており、主要な植生はスギ・ヒノキの植林だが、段丘上部にはアカマツ、コナラ、シラカシなどの二次林がある。また、岩壁にはマツバラシ、イワヒバなどの希少な植物が生育している。このような自然環境を反映して、ハヤブサやチョウゲンボウといった希少鳥獣の生息が確認されている。</p> <p>このため、当地域は、野生鳥獣の生息地として適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
赤 田 鳥 獣 保 護 区	<p>1 区域 那須塩原市接骨木地内市道横林接骨木線と市道高速側道4号線との交点を起点とし、同所から同市道高速側道4号線を南西に進み那須塩原市千本松と同市接骨木との境界（旧塩原町と旧西那須野町との旧行政界）に至り、同所から同境界を北西に進み県畜産</p>	<p>平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 那須塩原市南部に位置し、蛇尾川と箒川に挟まれた扇状地である。コナラ群落、アカマツ・ヤマツツジ群落、畑地がモザイク状に分布しており、赤田調整池が冬場の水鳥の飛来地となっているほか、周辺のアカマツ林</p>

	<p>酪農研究センター東側の同センター所管の道路（那須野ヶ原土地改良区連合事務所への進入道路）との交点に至り、同所から同センター所管の道路を北西に進み千本松鳥獣保護区の南側境界に至り、同所から同境界を北東に進みさらに南東に進みさらに北東に進み市道横林接骨木線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 111ヘクタール</p>		<p>等はオオタカの営巣に適した環境を有している。</p> <p>このため、当地域は、野生鳥獣の生息地として適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>梓の森鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 栃木市仲方町雲雀越路295の3番地外86筆のサントリースピリッツ株式会社梓の森工場所有の土地一円の区域</p> <p>2 面積 61ヘクタール</p>	<p>平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 梓の森鳥獣保護区は、栃木市中心街の北西に位置するサントリースピリッツ株式会社梓の森工場敷地内にあり、コナラ・クヌギなどの落葉広葉樹林が優占する林層を形成している。このような環境を好む森林性から疎林林縁性の鳥類としてメジロ、ウグイスなど、獣類としては、タヌキ、リス、イタチなどの中・小型獣が生息している。</p> <p>このため、当地域は、野生鳥獣の生息地として適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>

<p>石井鬼怒川 鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 宇都宮市石井町地内新鬼怒橋右岸側を起点とし、同所から同橋を東進し鬼怒川左岸堤防に至り、同所から同河川左岸堤防を南進し国土交通省杭（鬼怒川72キロ杭）に至り、同所から同所と同河川右岸堤防にある国土交通省杭（鬼怒川72キロ杭）を結ぶ線を西進し同河川右岸堤防に至り、同所から同河川右岸堤防を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 203ヘクタール</p>	<p>平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 宇都宮市南東部に位置し、一級河川鬼怒川の河川敷である。ヨシ原が広がっており、落葉広葉樹とササ・竹が散在しているほか、一部が河川公園として整備されており、多くの人が憩いに訪れる場所となっている。 都市部に近い場所であるが水辺地を好む鳥と平地を好む鳥が多数生息しており、小型獣も生息している。 このため、当地域は、野生鳥獣の生息地として適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>上 殿 鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 県道鹿沼環状線と市道0363号との交点を起点とし、同所から同市道を南進し市道0003号との交点に至り、同所から同市道を西進し黒川右岸との交点に至り、同所から同河川右岸を北進し同県道との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 24ヘクタール</p>	<p>平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該区域は鹿沼市旧市街地の南東部に位置し、県道鹿沼環状線新上殿橋と市道0003号黒川橋間の一級河川黒川の河川敷である。 河川敷の幅は広く、河川が蛇行している。護岸工事に蛇籠を用いるなど比較的自然状態が保全されている。 市街地近郊の野鳥観察フィールドとして、地元市民による探鳥会が30年以上にわたり定期的で開催され、環境教育の場としても利用されている。 このため、当地域は、野生鳥獣の生息地として適しており、</p>

			<p>野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>千 振 湖 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 那須郡那須町豊原乙地内の県道那須西郷線と町道大谷～慈生会線との交点を起点とし、同町道を南東に進みさらに南進し町道常民夕狩～千振線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み県道豊原大島線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み県道那須西郷線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域及び那須リゾート株式会社那須ちふり湖カントリークラブ全域並びにこれらに隣接する千振土地改良区所有地全域</p> <p>2 面積 257ヘクタール</p>	<p>平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 那須町北部に位置し、那須岳山麓の丘陵地である。主にコナラ群落分布しており、一部にアカマツ・ヤマツツジ群落、伐跡群落、ススキ群団、畑地分布している。千振湖は県内でも有数のオシドリの生息地となっているほか、西部には牧草地、東部はコナラ、アカマツが混交しており、多くの鳥獣が生息している。</p> <p>このため、当地域は、野生鳥獣の生息地として適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>

栃木県告示第485号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成29年10月24日

栃木県知事 福 田 富 一

特別保護地区の 名 称	特 別 保 護 地 区 の 区 域 及 び 面 積	特別保護地区の 存 続 期 間	特 別 保 護 地 区 の 保 護 に 関 す る 指 針
<p>太平・晃石 特別保護地区</p>	<p>1 区域 太平・晃石鳥獣保護区内市道13号線（太平山県立自然公園遊覧道路）とNTT東日本株式会社の専用道路との交点を起点とし、同所から北西に進みNTT東日本株式会社の電波塔に至り、同所から尾根筋を北東に進み栃木カントリークラブゴルフ場南側境界線に至り、同所から同境界線を南東に進み同市道との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 120ヘクタール</p>	<p>平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分森林鳥獣生息地（太平・晃石鳥獣保護区）</p> <p>2 特別保護地区の指定目的 太平・晃石鳥獣保護区特別保護地区は、栃木市の西部に位置する太平山を中心とした地域であり、コナラ・クヌギなどの落葉広葉樹林が優占する林層を形成している。 このような環境を好む森林性から疎林林縁性の鳥類として、メジロ、ウグイス、エナガなど、獣類としては、タヌキ、リス、イタチなどの中・小型獣が生息している。 特に、当該鳥獣保護区の中でも、太平山山頂神社から北部の稜線にかけての地域は、太平山神社境内に樹齢300年を超える杉が生育し、その周辺には天然性のアカマツ林や良好な広葉樹林が生息しているなど、豊かな自然環境に恵まれた地域であり、野生鳥獣にとって良好な生息環境となっている。「レッドデータブックとちぎ」掲載種として、トラフズク、チゴモズ、ノジコ（絶滅危惧Ⅰ類）、アオバズク、コサギ、サシバ（絶滅危惧Ⅱ類）、チュウサギ、ハイタカ、ヤマシギ、フクロウ、ヨタカ、サンコウチョウ、サンショウクイ、ホオアカ（準絶滅危惧）の生息が確認されている。 このため、当該区域は、太平・晃石鳥獣保護区の中でも、特に鳥獣の保護繁殖を図る必要があると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定による特別保護地区に指定することにより、当該地区に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p>3 管理方針</p>

			<p>(1) 特別保護地区の再指定後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
高 館 山 特別保護地区	<p>1 区域 芳賀郡益子町大字益子地内 県道益子公園線と西明寺旧参道との交点を起点とし、同所から同県道を東進し国有林と民有林との境界に至り、同所から同境界線を南西に進み鬼怒川森林計画区益子町益子地区22林班ウ準林班とエ準林班との班界に至り、同所から同班界を東進し同林班ウ準林班10小班と16小班との班界に至り、同所から同班界を北進し同準林班13小班と15小班との班界に至り、同所から同準林班13小班の西側班界を北西に進み同準林班14小班との班界に至り、同所から同準林班14小班南側班界を西進し西明寺旧参道との交点に至り、同所から同旧参道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 29ヘクタール</p>	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地（高館山鳥獣保護区）</p> <p>2 特別保護地区の指定目的 高館山鳥獣保護区特別保護地区は、益子町にある高館山の南西部に位置し、落葉広葉樹と常緑広葉樹が混交するなど林相の変化に富む地域である。 このような自然環境を反映して、メジロ、ウグイス、エナガをはじめ多種多様な鳥獣の良好な生息地となっており「レッドデータブックとちぎ」で準絶滅危惧として掲載されているフクロウ、サンコウチョウの生息も確認されている。 このため、当該区域は高館山鳥獣保護地区の中でも特に保護を図る必要があると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定による特別保護地区に指定することにより、当該地区に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 特別保護地区の再指定後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
雲 巖 寺 特別保護地区	<p>1 区域 雲巖寺鳥獣保護区のうち、スズリ沢北側の大田原市雲巖寺字木滝地内及び字西輪地内の雲巖寺所有林全域</p> <p>2 面積</p>	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地（雲巖寺鳥獣保護区）</p> <p>2 特別保護地区の指定目的 雲巖寺鳥獣保護区特別保護地区は、大田原市東部に位置する</p>

23ヘクタール

雲巖寺を中心とした地域であり、八溝山地の中心部に位置している。スギ、ヒノキの針葉樹林が優占し、一部にコナラ群落が分布する林層を形成している。

このような環境を好む森林性から疎林林縁性の鳥類としてメジロ、ウグイス、エナガなど、獣類としては、タヌキ、リスなどの中・小型の種に加え、大型獣としてイノシシが生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、雲巖寺境内には樹齢100年を超えるスギ・ヒノキの美林が生育し、その周辺に樹齢30～60年程度の良好な広葉樹林を有するなど、豊かな自然環境に恵まれた地域であり、野生鳥獣にとって良好な生息環境となっている。「レッドデータブックとちぎ」掲載種として、アオバズク（絶滅危惧Ⅱ類）ヤマシギ、フクロウ、ヨタカ、ヤマセミ、サンショウクイ、サンコウチョウ、クロツグミ、コサメビタキ、オオコノハズク、（準絶滅危惧）の生息が確認されている。

このため、当該区域は、雲巖寺鳥獣保護区の中でも、特に保護を図る必要があると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定による特別保護地区に指定することにより、当該地区に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

3 管理方針

- (1) 特別保護地区の再指定後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。
- (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。

栃木県告示第486号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成29年10月24日

栃木県知事 福 田 富 一

特定猟具使用禁止区域の名称	特定猟具使用禁止区域の区域及び面積	特定猟具使用禁止区域の存続期間	鳥獣の捕獲等の禁止に係る特定猟具の種類
真岡東部 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 真岡市南高岡地内県道真岡岩瀬線と市道2390号線との交点を起点とし、同所から同市道を南西に進み市道2379号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道2388号線との交点に至り、同所から同所と稜線に位置する鬼怒川森林計画区山前計画区1林班ウ準林班33小班Bの南辺と同森林計画区物部計画区2林班エ準林班6小班東辺との接点を結ぶ線を南西に進み同接点に至り、同所から真岡市南高岡と同市阿部岡との町字界を北西に進み真岡市阿部岡と同市道祖土の町字界との交点に至り、同所から同町字界を西進し小貝川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸を北東に進み県道真岡岩瀬線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 88ヘクタール	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで	銃 器
ゴールデン レイクス カントリー クラブ 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 真岡市水戸部地内栃木県と茨城県との県境と県道つくば真岡線との交点を起点とし、同所から同県道を北東に進み小貝川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸を北東に進み市道123号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道5497号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道5488号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道5497号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み東京電力パワーグリッド株式会社の福島幹線との交点に至り、同所から同幹線を北東に進み真岡市南高岡と同市三谷の町字界との交点に至り、同所から同町字界を南進し栃木県と茨城県との県境に至り、同所から県境を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 429ヘクタール	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで	銃 器
宇都宮大網 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 宇都宮市大網町917番地1、917番地2、917番地3、917番地8、917番地9、917番地10、917番地11及び917番地17の区域 2 面積 2ヘクタール	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで	銃 器

<p>真 岡 青 谷 特 定 猟 具 使 用 禁 止 区 域</p>	<p>1 区域 真岡市青谷地内市道253号線と小貝川左岸との交点を起点とし、同所から同河川左岸を北進し町道9号線に通じる農道との交点に至り、同所から同農道を東進し同町道との交点に至り、同所から同町道を南進し町道45号線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み町道338号線との交点に至り、同所から同町道を南進し同町道の終点と栃木県と茨城県との県境に通じる農道との交点に至り、同所から同農道を東進し県境に至り、同所から県境を西進し真岡市と益子町との行政界に至り、同所から同行政界を北進し鬼怒川森林計画区山前計画区7林班イ準林班32小班と同準林班31小班的境界との交点に至り、同所から同小班的東辺を北進し同準林班30小班的境界との交点に至り、同所から同小班的東辺を北進し同小班と同準林班29小班Aとの境界との交点に至り、同所から同計画区7林班の外周を西進し市道2362号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道2366号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道253号線との交点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 297ヘクタール</p>	<p>平成29年11月1日 から平成39年10月 31日まで</p>	<p>銃 器</p>
<p>清原高根沢・ 御料牧場 特 定 猟 具 使 用 禁 止 区 域</p>	<p>1 区域 塩谷郡高根沢町大龍2735-1番地を起点とし、同所に接する排水路を南東に進み町道8号線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み野元川右岸との交点に至り、同所から同河川右岸を南進し町道117号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道110号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道2091号線との交点に至り、同所から同町道を東進し一般国道123号との交点に至り、同所から同一般国道を南西に進み町道3027号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道3026号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道3030号線との交点に至り、同所から同所に接する旧農道を西進し農道との交点に至り、同所から同農道を西進し芳賀町・宇都宮市との行政界の交点に至り、同所から同行政界を北進し一般国道123号との交点に至り、同所から同一般国道を北西に進み市道1841号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道366号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道2740号線との交点に至り、同所から同所に接する農道を西進し市道1444号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道1862号線の交点に至り、同所から同市道を南西に進み宇都宮市・真岡市との行政界に至り、同所から同行政界を西進し市道</p>	<p>平成29年11月1日 から平成39年10月 31日まで</p>	<p>銃 器</p>

	<p>3023号線との交点に至り、同所から同市道を南進し同市下籠谷地内の宇都宮大学附属農場敷地界北東端との接点に至り、同所から同敷地界を南進・西進更に北進し同農場敷地界北西端と農道の交点に至り、同所から同農道を北進し真岡市・宇都宮市との行政界との交点に至り、同所から同行政界を西進し市道365号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道1170号線との交点に至り、同所から同市道を西進し一般国道408号との交点に至り、同所から同一般国道を北進し市道2217号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道364号線との交点に至り、同所から同市道を北進し南原用水との交点に至り、同所から同用水を北進し市道364号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道2215号線との交点に至り、同所から同市道を東進し一般国道408号との交点に至り、同所から同一般国道を北進し一般国道123号との交点に至り、同所から同一般国道を西進し飛山用水路との交点に至り、同所から同用水路を北西に進み鬼怒川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を北進し県道宇都宮向田線との交点に至り、同所から同県道を東進し一般国道408号との交点に至り、同所から同一般国道を北進し市道373号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道363号線との交点に至り、同所から同市道を北進し一般国道408号線との交点に至り、同所から同一般国道を北進し市道376号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み同市道の終点より先の農道との交点に至り、同所から同農道を東進し宇都宮市・芳賀町との行政界との交点に至り、同所から同行政界を南進し県道宇都宮向田線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み御料牧場敷地界南端との交点に至り、同所から同敷地界を北進・東進さらに南進し町道69号線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道36号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道172号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道75号線との交点に至り、同所から同町道を西進し御料牧場敷地界との交点に至り、同所から同敷地界を南進し県道宇都宮向田線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 4,548ヘクタール</p>		
<p>鹿ノ入 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 鹿沼市草久地内県道鹿沼日光線と市道2092号線との交点を起点とし、同所から同市道を北西に進み市道2098号線との交点に至り、同所から同市道を北進し地類界（山地と耕地）との交点</p>	<p>平成29年11月1日 から平成39年10月 31日まで</p>	<p>銃 器</p>

	<p>に至り、同所から同地類界を北西に進み市道2092号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み林道鹿の入線との交点に至り、同所から同林道を西進し小倉沢に通じる作業道との交点に至り、同所から同作業道を南進し同沢との交点に至り、同所から同沢を北進し大芦川を経て県道草久足尾線との交点に至り、同所から同県道を東進し県道鹿沼日光線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 17ヘクタール</p>		
きぬがわ高原 カントリー クラブ 特定 猟 具 使用 禁止 区域	<p>1 区域 日光市五十里東山国有林102林班及び日光市川治温泉高原鶏頂山国有林419林班のうちきぬがわ高原カントリークラブの敷地全域</p> <p>2 面積 190ヘクタール</p>	平成29年11月1日 から平成39年10月 31日まで	銃 器
那須野ヶ原 カントリー クラブ 特定 猟 具 使用 禁止 区域	<p>1 区域 大田原市鹿畑地内県道親園・南金丸線と市道2の32号線との交点を起点とし、同所から同県道を北進し那須野ヶ原カントリークラブ北側の農道との交点に至り、同所から同農道を東進し市道2の31号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道484号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み一般国道461号との交点に至り、同所から同国道を東進し大田原市狭原と大田原市大豆田との境界（旧湯津上村と旧黒羽町との行政界）との交点に至り、同所から同境界を南進し市道狭原・黒羽線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道狭原・山野線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道倉骨・狭原線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み二見牧場北側の取付道路との交点に至り、同所から同牧場の境界線を南西に進みさらに南東に進み同牧場敷地の南西端地点に至り、同所からコンクリート排水溝に沿って南進し市道田中・大田原線との交点（那須野農業協同組合青果物集出荷施設西側約35メートル地点）に至り、同所から同市道を北西に進み市道1の26号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道2の32号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 315ヘクタール</p>	平成29年11月1日 から平成39年10月 31日まで	銃 器
湯津上片府田 特定 猟 具 使用 禁止 区域	<p>1 区域 大田原市新宿地内市道喜連川2号線と市道片府田・大田原線との交点を起点とし、同所から市道片府田・大田原線を北西に進み大田原市片</p>	平成29年11月1日 から平成39年10月 31日まで	銃 器

	<p>府田と大田原市赤瀬との境界（旧湯津上村と旧大田原市との行政界）との交点に至り、同所から同境界を東進し大田原市片府田と大田原市倉骨との境界（旧湯津上村と旧大田原市との行政界）との交点に至り、同所から同境界を南東に進み大田原市倉骨と大田原市新宿との境界（旧大田原市と旧湯津上村との行政界）との交点に至り、同所から同境界を南東に進み市道新宿・笹原線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道喜連川2号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 112ヘクタール</p>		
富 岡 北 特 定 猟 具 使 用 禁 止 区 域	<p>1 区域 那須郡那須町大字富岡地内県道豊原・高久線と町道平田水塩大久保線との交点を起点とし、同所から同県道を北進し同町下石住地内のつくし苑分譲地の取付道路との交点に至り、同所から同取付道路を東進しさらに同取付道路の延長線上（山林）を東進し同町大字富岡字上田474-53番地の菖蒲川との交点に至り、同所から同河川を南進し町道平田水塩大久保線との交点に至り、同所から同町道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 180ヘクタール</p>	平成29年11月1日 から平成39年10月 31日まで	銃 器
片 田 特 定 猟 具 使 用 禁 止 区 域	<p>1 区域 大田原市片田地内県道蛭畑・須佐木線と市道下山田線との交点を起点とし、同所から同市道を南進し市道北滝片田線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道小口・黒羽線との交点に至り、同所から同県道を南進し一級河川亀久川との交点に至り、同所から同河川を西進し一級河川那珂川左岸に至り、同所から同河川左岸を北進し県道蛭畑・須佐木線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 57ヘクタール</p>	平成29年11月1日 から平成39年10月 31日まで	銃 器
柳 林 特 定 猟 具 使 用 禁 止 区 域	<p>1 区域 那須郡那珂川町浄法寺柳林地内県道福原小川線と町道薬利柳林線との交点を起点とし、同所から同町道を南進し町道日向線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道北部水道配水池線との交点に至り、同所から同町道を北進し同町道を町道浄法寺七曲線との交点に至り、同所から同町道を西進し那珂川町と大田原市との行政界に至り、同所から同行政界を北進し県道福原小川線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円</p>	平成29年11月1日 から平成39年10月 31日まで	銃 器

	<p>の区域</p> <p>2 面積 86ヘクタール</p>		
那須烏山市 烏山野球場 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 那須烏山市野上地内市道都市計画街路旭通り線と市道虻塚下境渡船場線との交点を起点とし、同所から同虻塚下境渡船場線との交点に至り、同所から同右岸を約350メートル南進した地点から那須烏山市烏山野球場敷地南西角に至り、同所から同所に接する農道を西進し那珂川用水との交点に至り、同所から同用水を南進し那珂川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南進し市道向田下川原線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み国道294号との交点に至り、同所から同国道を北進し市道都市計画街路旭通り線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 85ヘクタール</p>	平成29年11月1日 から平成39年10月 31日まで	銃 器
南那須曲田 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 那須烏山市森田80番地外103筆の株式会社大金ゴルフ倶楽部所有のゴルフ場の区域</p> <p>2 面積 104ヘクタール</p>	平成29年11月1日 から平成39年10月 31日まで	銃 器
長 峰 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 那須郡那珂川町小砂地内町道小砂大久保線と県道小砂小口線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み町道小砂矢倉線との交点に至り、同所から同町道を西進し県道小口黒羽線との交点に至り、同所から同県道を北進し那珂川町と大田原市との行政界に至り、同所から同行政界を北東に進み町道小砂大久保線との交点に至り、同所から同町道を東進さらに南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 168ヘクタール</p>	平成29年11月1日 から平成39年10月 31日まで	銃 器
大 平 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 栃木市大平町下皆川地内の永野川左岸と主要地方道栃木藤岡線との交点を起点とし、同所から同河川左岸を南進し町道東15号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道東18号線との交点に至り、同所から同町道を東進し県道蛭沼川連線との交点に至り、同所から同県道を北進し町道蔵井横堀西坪線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道東17号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道蔵井上高島線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道大美間中央線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道東22号線との交点に至り、同所から同町道を南進し農道との交点に至り、同所から同農道を東進し栃木市と小山市との行政界に至り、同所から同行政界を南進し町道荒町</p>	平成29年11月1日 から平成39年10月 31日まで	銃 器

	<p>南小林線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道榎本下泉線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道南部東西2号線の東延長線上との交点に至り、同所から同延長線上を西進し町道永野川西1号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道南部東西1号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道西水代三ツ谷線との交点に至り、同所から同町道を西進し県道蛭沼川連線との交点に至り、同所から同県道を北進し主要地方道岩舟小山線との交点に至り、同所から同主要地方道を西進し町道西新田下新井線との交点に至り、同所から同町を北進し町道門成下新井線との交点に至り、同所から同町を北進し町道中新井西中新井東線との交点に至り、同所から同町を西進し町道門成下新井裏線との交点に至り、同所から同町を北西に進み町道旧県道富田小山線との交点に至り、同所から同町を北西に進み町道大平南通り線との交点に至り、同所から同町を西進し主要地方道栃木藤岡線との交点に至り、同所から同主要地方道を西進し町道友田西線との交点に至り、同所から同町を西進し町道猿淵北線との交点に至り、同所から同町を北東に進み町道富田中央線との交点に至り、同所から同町を北西に進み町道愛宕高田線との交点に至り、同所から同町を北東に進み町道下町峯町谷線との交点に至り、同所から同町を北西に進み町道下皆川白岩線との交点に至り、同所から同町を東進し町道向堀線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道上町立花線との交点に至り、同所から同町道を北東に進みさらに南東に進み主要地方道栃木藤岡線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 1,057ヘクタール</p>		
<p>惣社東産業団地 特 定 猟 具 使用 禁 止 区 域</p>	<p>1 区域 栃木市惣社町地内県道宇都宮栃木線と市道252号線との交点を起点とし、同所から同市道を北進し柳原町公民館前の認定外道路との交点に至り、同所から同道路を北東に進み思川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南東に進み市道B31号線との交点に至り、同所から同市道を西進し認定外道路に至り、同所から同道路を北に進み市道252号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 60ヘクタール</p>	<p>平成29年11月1日 から平成39年10月 31日まで</p>	<p>銃 器</p>

<p>閑馬 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 佐野市閑馬町字宮内地内市道105号線と市道8027号線の交点を起点とし、市道105号線を北進し市道8021号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み渡良瀬川地域森林計画図佐野市新合地区38林班エ29小班と32小班の境界点に至り、同所から南進し森林計画区域の指定区域と除外地の境界を進み、42林班イ10班と12小班との境界点に至り、同境界点から山際にある墓地に延びる道路を西進し市道8028号線に至り、同所から同市道を南西に進み、市道105号線との交点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 17ヘクタール</p>	<p>平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>
<p>下野市北部 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 下野市石橋地内県道羽生田上蒲生線と下野市と壬生町行政界との交点を起点とし、同所から壬生町行政界を北進し下野市と壬生町と宇都宮市との行政界の交点に至り、同所から宇都宮市との行政界を南進し、市道石2-15号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道鹿沼石橋線との交点に至り、同所から同県道を南進し市道石2-19号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道羽生田上蒲生線との交点に至り、同所から同県道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 106ヘクタール</p>	<p>平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>
<p>壬生町東北部 娑川流域 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 下都賀郡壬生町大字安塚地内一般国道121号と県道鹿沼石橋線との交点を起点とし、同所から壬生町と宇都宮市との行政界を南進し、壬生町と宇都宮市と下野市との行政界の交点に至り、同所から壬生町と下野市との行政界を南進し町道11号線との交点に至り、同所から同町道を北進し、町道2-148号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道2-149号線との交点から西進し町道2-153号線との交点から北進し県道鹿沼石橋線との交点に至り、同所から同県道を北進し、町道2-133号線との交点に至り、同所から同町道を北進し県道安塚雀宮線に至り、同所から同県道を西進し町道2-133号線との交点に至り、同所から同町道を北進し県道鹿沼石橋線との交点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 145ヘクタール</p>	<p>平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>

(自然環境課)

栃木県告示第487号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、地方卸売市場の廃止を許可したので、栃木県卸売市場条例（昭和46年栃木県条例第40号）第25条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年10月24日

栃木県知事 福 田 富 一

許可番号	廃止する地方卸売市場の名称	所在地	開設者	許可年月日
52	栃木県南公設地方卸売市場	小山市大字下河原田954番地	栃木県南公設地方卸売市場事務組合	平成29年9月20日

栃木県告示第488号

栃木県卸売市場条例（昭和46年栃木県条例第40号）第12条の規定により地方卸売市場における卸売の業務の廃止の届出があったので、同条例第25条の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月24日

栃木県知事 福 田 富 一

卸売業者	所在地	取扱品目の部類	所属する地方卸売市場の名称	廃止年月日
フロリード株式会社	千葉県市川市鬼高4丁目5番1号	花き部	栃木県南公設地方卸売市場	平成29年9月30日
株式会社とちぎ県南青果	小山市大字下河原田954番地	青果部	栃木県南公設地方卸売市場	平成29年9月30日

栃木県告示第489号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の規定により、地方卸売市場の開設を許可したので、栃木県卸売市場条例（昭和46年栃木県条例第40号）第25条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年10月24日

栃木県知事 福 田 富 一

許可番号	開設者	開設する地方卸売市場の名称	所在地	許可年月日
60	荒井商事株式会社	栃木県南地方卸売市場	小山市大字下河原田954番地	平成29年9月20日

栃木県告示第490号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により、地方卸売市場における卸売業務を許可したので、栃木県卸売市場条例（昭和46年栃木県条例第40号）第25条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年10月24日

栃木県知事 福 田 富 一

許可番号	卸売業者名	所在地	取扱品目の部類	所属する地方卸売市場の名称	許可年月日
61	荒井商事株式会社	神奈川県平塚市紅谷町17番2号	花き部	栃木県南地方卸売市場	平成29年9月20日
62	株式会社とちぎ県南青果	小山市大字下河原田954番地	青果部	栃木県南地方卸売市場	平成29年9月20日

(経済流通課)

公 告

○基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成29年10月24日

栃木県知事 福 田 富 一

- 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地名情報）「住居表示住所」整備業務）
- 作業地域
宇都宮市
- 作業期間
平成29年11月13日から平成30年3月23日まで

（監理課）

○聴聞の実施

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により聴聞を行うので、同条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により次のとおり公示する。

平成29年10月24日

栃木県知事 福 田 富 一

聴聞の期日	聴聞の場所	聴聞される者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
平成29年11月13日 午前10時30分から	栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県庁北別館303会議室	栃木県鹿沼市上野町131番地 株式会社平和不動産 代表取締役 中野 洋子
平成29年11月13日 午後2時から	栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県庁北別館303会議室	栃木県真岡市熊倉3丁目25番地6 株式会社アル・ホーム 代表取締役 高橋 千代子

（住宅課）